
ある文書類型の「布置」

——中世初期における「デナリウス方式による解放証書」——

加納 修

〈名古屋大学〉

中世初期には奴隷（非自由人）を解放するのにいくつかの方式がありました。その中でデナリウス方式による解放は、次のような特徴を持っています。他の方式の解放はしばしば教会や地方で行われたのに対して、それは王の面前で、もしくは王により行われました。この解放は、証書によるローマ式の解放と同じく、奴隷に自由人の地位を授けました。これに対して、「教会における奴隷解放」は被解放者を教会の保護のもとに置きました。またそれは、銀貨を用いた古びたように見える手続きでなされました。この解放はフランク王国に固有の「儀礼的で絶対的な解放」¹でした。この方式の解放には王の関与が不可欠であったので、この慣習の考察は、中世初期における王の役割に光を当ててくれるはずです²。

デナリウス方式による解放に関するテキストとしては、主として二種類の史料があります。フランク人の法典と国王証書です。さらにカピトゥラリア、私文書、叙述史料の証拠が加わります。もちろんこれらすべての史料を考慮に入れなければなりません。ここでは国王証書を扱うことにします。この限定は無分別になされたわけではありません。19世紀の後半から、この方式の解放は「フランク法」の慣習として研究され、その諸要素はしばしば「本質的」なものとして説明されてきました。たとえばシンボルとして用いられたデナリウス貨幣は、主人に負っていた地代あるいは奴隷の値段として解釈されてきましたが、象徴の意味はフランク時代を通じて不変だったのでしょうか。この慣習の衰退は、とりわけシンボルや身振りを重視するゲルマン法の衰退と関連づけられてきましたが、デナリウス方式による解放の盛衰は、単に法的な現象だったのでしょうか。

それなりに長い時期から伝わる国王証書への注目は、この慣習の発展を追うのを可能にします。またその変容を見極めるのに、これらの証書をテキスト布置の観点から検討することは有益であるように思われます。ここでは、テキスト布置という概念は緩やかに理解しておきます。デナリウス方式による解放について作成された記録は国王証書の一類型をなしています。国王証書の中で、*praeceptum denariale*（デナリウス方式による解放証書）はどんな位置を占めていたのでしょうか。国王証書の特殊な一グループを構成していたとし

- 1 M. Fournier, Les affranchissements du V^e au XIII^e siècle. Influence de l'église, de la royauté et des particuliers sur la condition des affranchis du V^e au XIII^e siècle, *Revue historique* 21 (1883), p. 1–58 : p. 44.
- 2 デナリウス方式による解放に関する重要な研究を挙げておく。H. Brunner, Die Freilassung durch Schatzwurf (1886), in H. Brunner, *Abhandlungen zur Rechtsgeschichte. Gesammelte Aufsätze* t. 1, Weimar, 1931, p. 240–262 ; P. Winogradoff, Die Freilassung zur voller Unabhängigkeit in den deutschen Volksrecht, *Forschungen zur deutschen Geschichte* 16 (1876), p. 599–608 ; K. Zeumer, Ueber die Beerbung der Freigelassenen durch den Fiskus nach fränkischem Recht, *Forschungen zur deutschen Geschichte* 23 (1883), p. 189–196 ; N. Tamassia, La manomissione « ante regem », *Rivista Italiana di sociologia*, 1902, p. 415–427, etc. 最近、再びこの問題を取り上げたウテ・マースは、とりわけ被解放者の社会的な地位に考察の焦点を定めている。Ute Maass, *Die Freilassung durch Schatzwurf in den Urkunden der karolingischen, sächsischen und salischen Kaiser und Könige. Studien zur Freilassungspraxis frühmittelalterlicher Herrscher*, Diss. Bochum, 2007. この側面において、デナリウス方式による解放はミニステリアーレン層形成の初期の歴史にも関わる。Cf. R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich. Eine pragmatische Verfassungsgeschichte der späten Karolingerzeit*, Ostfildern 2006, p. 74.

たら、どんな種類の証書とともにであったでしょうか。いかなる点で、これらの種類は一つにまとめられるのでしょうか。こうした問いかけは、デナリウス方式による解放とフランク時代におけるその変容をよりよく理解するのを可能にしてくれるでしょう。

1. 統計と分類

デナリウス方式による解放証書は、833年～1107年の時期から25点残っています(フランス語版付録参照)。さらに、ティロ記号で書かれたシャルルマーニュの文書の草稿(777年以前)と数点の書式があります。843年ヴェルダン条約による分割以降、東フランク王国からの証書が大半を占めています。ルートヴィヒ・ドイツ人王3点³、カール肥満王2点(うち1通は統一王国時代のもので、トゥールのサン・マルタンに関連)、アルヌルフ1点、ツヴェンティボルト王2点、ルートヴィヒ幼童王1点です。この伝統はオットー・ザーリア朝の王に引き継がれ、10点の文書が知られています。中部フランキアもしくはイタリア王国からは、ロターール1世2点、グイド1点、ペレンガリウス1世1点が残っています。対照的に西フランク王国からは2点しか残っていません。シャルル禿頭王1点とワード1点で、後者は890年代初頭のもので、

メロヴィング期からは一通も残っていませんが、この種の証書が使用されていたことは、『サリカ法典』⁴や『リプアリア法典』⁵(デナリウス方式による解放証書にも言及)における頻繁な言及からのみでなく、『マルクルフ書式集』⁶に収められた書式の存在や『エリギウス伝』⁷における貴重な言及から証明されます。書式について言えば、少なくとも7つの書式集がデナリウス方式による解放証書のモデルを伝えています⁸。8世紀末以前に編纂された三つの書式集(『サンス地方書式集』、『ビニョン編サリカ法関連書式集』、『メルケル編サリカ法関連書式集』)⁹、カロリング期の『マルクルフ書式集』¹⁰、ルイ敬虔帝のもとで編まれた『帝国書式

3 うち最古の文書(D.L.D. 10)はルードヴィヒ・ドイツ人王が副王の時代に遡る。

4 *Pactus legis Salicae*, éd. K. A. Eckhardt, Hanovre, 1962 (*MGH LL nat. Germ.* IV, 1), c. 26 *De libertis < extra consilium domini sui > dimissis*

1. Si quis < homo ingenuus > alienum letum, qui apud domino suo in hoste fuerit, extra consilium domini sui ante regem per denarium ingenuum dimiserit et ei fuerit adprobatum, mallobergo maltho thi atomeo leto hoc est, IVM denarios qui faciunt solidos C culpabilis iudicetur. Res uero leti ipsius letigime reformetur.

2. Si quis uero seruum alienum per denarium ante regem ingenuum dimiserit et ei fuerit adprobatum, mallobergo maltho thi atomeo theo hoc est, MCCCC denarios qui faciunt solidos XXXV culpabilis iudicetur et < insuper > praetium serui domino suo reddat. *Res uero ipsius serui proprius dominus recipiat.*

5 *Lex Ribvaria*, éd. F. Beyerle et R. Buchner, Hanovre, 1954 (*MGH LL nat. Germ.* III, 2), c. 69 (57) [De libertis a domino ante regem dimissis]

1. Si quis libertum suum per manum propriam seu per alienam in presentia regis secundum legem Ribvariam ingenuum dimiserit et dinarium iactaverit, et eiusdem rei cartam acciperit, nullatenus permittimus eum in servicio inclinari; sed sicut reliqui Ribvarii liber permaneat. Voir aussi c. 61 (58), 64 (61), 65 (62).

6 Marculfi Formulae, I, 22, Preceptum denariale, in *Formulae Merovingici et Karolini aevi*, éd. K. Zeumer, Hanovre, 1886 (*MGH legum sectio 5*), p. 57.

7 *Vitae Eligii Noviomagensis*, éd. B. Krusch, in *MGH SSRM IV*, Hanovre, 1977, liber I, c. 10, p. 677: « Redemptos enim captivos protinus coram rege statuens, iactatis ante eum denariis, cartas eis libertatis tribuebat ».

8 フランクの書式集については、A. Rio, *Legal practice and the written word in the early Middle Ages: Frankish formulae*, c. 500–1000, Cambridge, 2009参照。

9 Cartae Senonicae, 12. Carta dinariale ante rege; Formulae Salicae Bignoniae, 1 [Carta denarilae]; Formulae Salicae Merkelianae, 40. Carta denariale, in *Formulae*, p. 190, 228, 256. 『サンス書式集』の別の書式(no. 42, p. 204)にも、王の面前でのデナリウス方式による解放が言及されている。

10 Formulae Marculfinae aevi Karolini, 27. Preceptum regis de seruo per denarium ingenuum relaxato, in *Formulae*, p. 124.

集』¹¹、東フランク王国から伝わる二つの集成、すなわち『ザンクト・ガレン書式集』と『パッサウ書式集』¹²です。興味深いのは、この種の文書の書式が、たとえば『マルクルフ書式集』や『帝国書式集』のような国王文書の書式集だけでなく、とりわけ私文書を含み、教会によって用いられた書式集にも含まれていることです¹³。

デナリウス方式による解放証書の伝来もまた、この文書類型に対する教会の関心を示しています¹⁴。一見して驚かされるのは、原本で伝わる文書が8点しかないことです¹⁵。半分以上は、教会の文書集成に写されて伝わっています。このことは、証書の受益者¹⁶がたいはいは俗人、ともかくその証書の伝来する可能性が低い私人であったことを考えるとき、なおさら興味深いことです。たしかに、解放証書の中には同時に解放奴隷への贈与を記すものもありますが¹⁷、ただ解放のみを記録する証書も文書集に綴じ込まれているのです。一つの説明は、この方式で解放されたのがしばしば教会の奴隷であった事実の中に求められべきでしょう。たとえば、ツヴェンティボルト王が交換で獲得した後に解放した Odburg は、ユトレヒト教会の familia (従属民) の一員でした。この文書はユトレヒト教会から伝わっています¹⁸。デナリウス方式による解放は、完全なる法的自由を与えるものであったにもかかわらず、被解放者はかつての主人たる教会と密接な関係を保っていたようです¹⁹。この方式による解放に対する教会の関心については、のちに再び触れます。

デナリウス方式による解放証書の伝来は、この種の証書を、教会のために発給された国王証書に近づけます。文書類型としてのカロリング期のデナリウス方式による解放証書は、「小特権状」に分類されます。つまり、たいはい序文を持たず、贈与や返還文書やイムニテート特権状のような「通常の」特権状と異なり、王の署名を持たない文書です²⁰。小特権状としてはほかに、inquisitio (職権的証人尋問の権利) 付与、修道院長自由選出権の付与、流通税免除特権状、交換確認文書、国王保護状などがあります。ロベール・アンリ・ボティエによると、より簡潔な形式を要求したのはその法的内容ですが²¹、実際のところ、これらの国王の行為をより簡潔な形態で文書化するのを許した共通の法的特徴を見つけるのは困難です。

より重要なのは、マルクルフが伝える *praeceptum denariale* に関するジョルジュ・テシエの指摘です²²。テ

11 *Formulae imperiales*, 1. *Karta denarialis et imperialis*, in *Formulae*, p. 288. 他に二つの書式が王による解放を記録している。Nos. 34, 38, in *Formulae*, p. 312, 315–316. なお、書式34番に描かれている三人の奴隷の解放もおそらくデナリウス方式で行われた。なぜなら、ルイ敬虔帝は彼らを「サリカ法にしたがって」(*secundum legem Salicam*) 解放したからである。これに対して、38番は単に王領地の役人アルブリクスがシャルルマーニュによって解放されたことを伝える。

12 *Collectio Sangallenses additamenta*, 2. *Concessio regalis*; *Collectio Pataviensis*, 7, in *Formulae*, p. 434, 460.

13 この指摘はとくに『ザンクト・ガレン書式集』に当てはまる。Nos. 1–5 (国王文書), nos. 6–21 (私文書), nos. 22–23 (*epistolae formatae*), nos. 24–47 (司教に関する書簡). *Additamenta no. 1* (?), nos. 2–3 (カール肥満王の証書), nos. 4–5 (私文書), 6 (書簡). デナリウス方式による解放証書の書式 *Add. no. 2* は、10世紀にドイツ南部で作成された写本 (Paris, BNF lat. 10757) で伝わる。この書式の前は、ヴァラフリドゥス・ストラボの *Libellus de exordiis et incrementis...* が取められている。パッサウの集成はただ19世紀ミュンヘンの写本 (Munich lat. 19410) でのみ伝わり、7点の書式を含む。Nos. 1–2 (書簡), 3–7 (国王証書). この集成の成立地については議論があるが、845年以降にルートヴィヒ・ドイツ人王の王国で作成されたのは確実である。A. Rio, *op. cit.*, p. 139.

14 この点は既に、H. Hüssl, *Studien über Formelbenützung in der Kanzlei der Karolinger, Ottonen und Salier*, in *Quellenstudien aus dem historischen Seminar der Universität Innsbruck*, 5, Innsbruck, 1913, p. 5–53 : p. 7–9が指摘している。

15 D.L.D. 121, 129, D.Lot. I 74, D.L.K. 45, D.Ber. I 86, D.H.I 10, D.O.II 87, D.H.III 253.

16 ただし、「受益者」という用語をデナリウス証書に用いる際には注意が必要である。また文書を受け取ったのが主人であったのか奴隷であったのかは、実際のところ不明瞭である。

17 D.L.D. 10, D.Lot. I 74, 113, D.Guido 16, D.Ber. I 86.

18 D.Zw. 10.

19 たとえば、ハインリヒ1世が解放した司祭 Baldmunt は、かつてケンブテン修道院の奴隷であったが、同修道院への寄進を、解放から22年後にオットー1世によって確認してもらっている (D.O.I 106)。U. Maass, *op. cit.*, p. 44–45参照。

20 R.-H. Bautier, *La chancellerie et les actes royaux dans les royaumes carolingiens*, *Bibliothèque de l'École des chartes* 142 (1984), p. 49–51; U. Maass, *op. cit.*, p. 12–22.

21 R.-H. Bautier, *op. cit.*, p. 49. しかしボティエは、文書形式と法的内容との対応関係について具体的に説明していない。

22 G. Tessier, *Diplomatique royale française*, Paris, 1962, p. 13.

シエはそれを、夫婦間贈与の確認や、王が贈与者と受贈者との間の仲介人の役割を果たす死後贈与の確認文書（*praecipio de leserpo per manu regis*）におけるように²³、王を契約に不可欠の関与者として提示する確認文書に分類するという考えに傾いています。これらの国王証書は、王が私法上の契約を結ぶのに不可欠の権威として現れるという点で、贈与や売却を単に確認する文書とは異なります。したがって、単なる訴訟外裁治権ではありません。

テシエの見解は、文書形式に基づくというよりは、法的な内容に基づいていて、私人の法律行為への王の関与を基準として文書の種類をまとめるのに役立ちます。また、証書の発給者と法律行為の主体との関係を考察するのも有益です。実際、メロヴィング期には、王の面前でデナリウスを投じることで奴隷を解放する（*dimitto*）のは、その主人でした。解放行為を記録する証書は国王証書の形で文字化されています。したがって、証書の発給者と法律行為の主体は異なります。しかし、カロリング朝とともにいくつかの修正が加わります。まず、王自身がこの方法で自らの奴隷を解放するようになり、続いて王は手続きを修正し、自らの手で奴隷の手からデナリウス貨幣を落とすようになります。証書の発給者と法律行為の主体は同じです。しかし、カロリング王は、ある私人がその奴隷をこの方式で解放する際にも積極的に介入するようになります。他人の奴隷の手からデナリウス貨幣を落とすのも王なのです。奴隷を解放するよう望むのは主人ですが、いまや王が解放する（*dimitto*）のです。この種のカロリング朝の国王証書は、自らの手でデナリウス貨幣を落下させる王を提示する文書であるかのようです。

デナリウス方式による解放証書は、フランク王の国王証書の一類型です。しかしその性格は変容し、国王証書の中のその位置づけも変化を被ります。こうした変容を説明しなければなりません。そのためには、いかなる種類の証書が、デナリウス方式による解放証書に結びつけられていたかを問うことが、成果をもたらしてくれると思われます。

2. メロヴィング朝の国王証書の中の「デナリウス方式による解放証書」

1) 王の面前の法的射程

まず、歴史家たちがフランク人の法典に基づいて示した、デナリウス方式による解放の基本的特徴を述べておきます。法典は、この方式で解放されるのが、たいてい *litus* や *libertus*、すなわち「半自由人」であり、教会で解放されその保護に置かれた *tabularius* はこの方式で解放され得ないことを示しています。被解放者の法的身分ははっきりとしています。彼は自由人と同じ額の200ソリドゥスの人命金を保証されていますが、どうやらその相続権は制限されていたようです²⁴。被解放者が以後王の個人的な保護に置かれたことを示す手がかりはありません。王の関与は、奴隷を自由人にするのに必要だったのです。

『マルクルフ書式集』で伝わる書式は非常に簡潔です²⁵。司教か俗人有力者が王の面前にきて、自らの手もしくは第三者の手で、サリカ法にしたがってデナリウス貨幣を投じることで奴隷を解放します。王はこの解放行為を証書によって確認し、被解放者が以後自由人として保証されるように命じています。

解放証書は、王の面前でなされ、王により確認された法律行為を記しています。一見したところ、私法契

23 F. Marc. I, 12, 13, in *Formulae*, p. 50–52.

24 *Capitulare legi Ribuarie additum*, a. 803, c. 9, in *Capitularia regum Francorum*, t. I, éd. A. Boretius, Hanovre, 1883 (*MGH Legum sectio II*): «LVII. cap. Homo denarialis non ante haereditare in suam agnationem poterit, quam usque ad terciam generationem perveniat».

25 F. Marc. I. 22: «Et quia apostolicus, aut inlustris, vir ille servo suo nomen ille per manu sua, aut illius, in nostri presentia, iactante denario, secundum lege Salica demisit ingenuum, eius quoque absolutionem per presentem auctoritatem nostram firmamus; precipientes enim, ut, sicut et reliqui mansuarii, qui per talem titulum a iugo servitutis in presentia principum nuscuntur esse relaxati ingenui, ita ut amodo memoratus ille per nostro precepto plenius in Dei nomen confirmatus, nullum inquietantem, perennis temporibus cum Dei et nostra gracia valeat permanere ingenuos atque securus».

約を確認する証書と特徴付けたくなるでしょう。しかし単なる贈与のような契約と異なり、デナリウス方式による解放は、王の面前でしかできませんでした。だからそれは、王の面前で行わなければならない法律行為を記す国王証書としてカテゴリー付けしなければなりません。テシエがそれを、王の手を通じて行われた夫婦間贈与の確認文書や、*lesewerpo per manu regis* の証書と関連づけたのは正しいのです。これら「贈与」は、「アファトミー」と呼ばれるフランク法、相続権を持たない者に財産を相続させる手続きです²⁶。『リプアリア法典』によれば、この法律行為は、王の面前でなされなければなりません²⁷。メロヴィング朝の国王証書の中には、王の面前で行う必要がある法律行為を記録する一群の証書があったのです。

このカテゴリー区分は、一貫しているわけではありませんが、同時代人によっても共有されていたはずで、*Precepicio de lesewerpo per manu regis* は次の序文を含んでいます²⁸。*Quicquid enim in presentiam nostram agetur vel per manu nostra videtur esse transvulsum, volumus et iobemus, ut maneat in posterum robustissimo iure firmissimo.* (余の面前でなされたり、余の手を通じて引き渡されたすべてのことは、堅固なる権利でもって保障されるよう、余は望み、命じる)。すなわち、王の面前で、もしくは王の手を通じてなされた法律行為です。『マルクルフ書式集』の構成は、当時のカテゴリー区分を理解するのを助けてくれます。たしかに、デナリウス方式による解放証書の書式は、アファトミーのそれ²⁹と結びつけられていませんが、王が訴訟委任契約を確認する証書 *de causis alterius receptas* に続いて配置されています³⁰。訴訟委任は通常の法廷では不可能であったとされています³¹。おそらくそれゆえに、王は訴訟委任契約を認可するよう要請されたのでしょう。訴訟委任契約の王による確認は、王の面前でのアファトミーといくつかの共通点を有しています。ともに契約当事者の合意によって、また *festuca* を用いてなされています³²。それはまた、デナリウス方式による解放とも類似点を持っています。なぜなら、訴訟委任契約の確認は、庇護者に訴訟代理人をつけるのを可能にする国王保護の制度とは異なり、委任者を王の庇護者にはしないからです³³。この点でも、*de causis alterius receptas* 証書は、デナリウス方式による解放証書と似ており、マルクルフ書式集において続けて書き留められているのです。

2) 法的コンテキストの重要性

デナリウス方式による解放証書は、王の面前で、もしくは王の手を通じてしかなされ得ない法律行為を記録する文書の一部を構成しています。なぜこれらの行為はメロヴィング期に王の面前でしかなされ得なかったのでしょうか。

私は、アファトミーの手続きの発展とその法的コンテキストについて論じたことがあります³⁴。最初は、

26 O. Kano, Dater les deux actes du Formulaire de Marculfe (I, 12 et 13) : quelques remarques sur l'évolution de l'affatomie, in *Herméneutique du texte d'histoire : orientation, interprétation et questions nouvelles*, Global COE Program International Conference Series No. 6, éd. S. Sato, Graduate School of Letters, Nagoya University, 2009, p. 33–44.

27 Lex Ribuarum, c. 50 adfatimire, 1 : Si quis procreatione filiorum vel filiarum non habuerit, omnem facultatem suam in presentia regis, sive vir mulieri sive mulier viro suo cuicumlibet de proximis vel extraneis adoptare in hereditate vel adfatimi[re] per scripturarum seriem seu per traditionem et testibus adhibetis, secundum legem Ribvariam licentiam habeat.

28 F. Marc. I, 13. Cf. A. Uddholm, *Formulae Marculfi libri duo*, Uppsala, 1962, p. 69 ; A. Rio, *The Formularies of Angers and Marculf: two Merovingian legal handbooks*, Liverpool, 2008, p. 147.

29 アファトミー文書の書式 (F. Marc. I, 12, 13) について言えば、それらは「贈与」と認識されていたように思われる。

30 F. Marc. I, 21, in *Formulae*, p. 56–57.

31 H. Brunner, *Deutsche Rechtsgeschichte*, t. 2, éd. revue par Cl. Fr. von Schwerin, Munich/Leipzig, 1928, p. 469–471.

32 F. Marc. I, 12 : « ut, dum taliter suprascriptis illis decrevit voluntas, ... » ; I, 13 : « ut, dummodo taliter ipsius illius decrevit voluntas, quod ipsas vilas in suprascripta loca nobis voluntario ordine visus est lesiuuerpisse vel condonasse, et nos predicto viro illo ex nostro munere largitatis, sicut ipsius illius decrevit voluntas, concessimus, ... »

33 国王保護状の書式と比較せよ。F. Marc. I, 24, in *Formulae*, p. 58. 国王保護と委任契約の確認の違いについては、O. Kano, Un acte perdu de « mainbour » de Clovis IV en faveur d'Ingrammus, *HERSETEC. Journal of Hermeneutic Study and Education of Textual Configuration* 4–1 (2010), p. 23–28.

34 O. Kano, Dater les deux actes....

その手続きはきわめて複雑で、三段階からなっていました。しかし、とりわけローマ法の実践に遡る夫婦間贈与との融合によって、手続きが簡略化され、王の面前で行うのが可能となりました。王の面前での、もしくは王の手を通じたアフアトミーの出現の背後には、「フランク」法とローマ法の融合がありました。

訴訟委任については、フランク人の法典は、訴訟代理を含む国王保護の制度を除いて、委任契約を知りませんでした。逆に、ローマ法は多様な委任状を知っており、6世紀末に編まれた『アンジュー地方書式集』からは、ポスト古典期ローマ法の伝統に遡るいくつかの書式が伝わっています³⁵。委任契約は、フランク人の法慣習の諸規則に反すると感じられ、そのために王がそれを認可する必要が生じたように思われます。王による訴訟委任の確認は、ローマ法との接触によって法慣習の調整が必要となっていた状況の中で生み出されたのかもしれない。

デナリウス方式による解放については、それはすでに『サリカ法典』の時代に知られていました³⁶。その起源（ローマかゲルマンか）に関する議論には足を踏み入れないことにします。ゲルマン人の法典の中では、ランゴバルド法が、デナリウス方式と同じく、被解放者に自由人の身分（*fulcfree, amund*）を与える王による解放を知っています³⁷。この法はまた、フランク人の *mallus* と比較可能な集会である *gairerinx* での複雑な解放の手続きも知っています³⁸。逆にローマ法は、完全な自由人の地位を与えるのに、簡潔な方法である「証書による」解放、ならびに皇帝の面前での解放（*in praesentia principis*：マルクルフ書式でも同じ表現が用いられている）を知っています。貴重な証言は、631年ソリニャク修道院のためにエリギウスが作った証書に見られます。彼はこの修道院に、土地を奴隷とともに与えていますが、*per cartulam vel per denarium*（証書もしくはデナリウスにより）解放された奴隷だけは除外し、自由身分にとどまるとしています³⁹。デナリウス方式による解放は、ローマ式の証書による解放と同じ法的効果をもたらすものとみなされています⁴⁰。その手続きがより簡略化されているデナリウス方式の解放の中には、確実に王権の発展を見ることができそうですが、またおそらくはローマの実践の（間接的な）影響を見て取ることもできるかもしれません。

以上の議論はきわめて仮説的性質の濃いものですが、すべてはローマ法との接触に関連しています。王や王の面前に割り当てられた役割は、メロヴィング朝初期のこうした法的状況によって必要とされたかかもしれません。ただし、もっと詳しく研究する必要があります⁴¹。

いずれにせよ、デナリウス方式による解放も含めて、これらの法律行為は、王の個人的利害のために制定されたものではありません。王はむしろ、王国住民の法生活を規制するためにこれらの行為に関与したのです⁴²。

35 *Formulae Andecavenses* 1b, 48, 51, 52, F. Marc. II, 31, 38, in *Formulae*, pp. 4, 21–23, 95, 98. 『アンジュー地方書式集』については、W. Bergmann, *Die Formulae Andecavenses. Eine Formelsammlung auf der Grenze zwischen Antike und Mittelalter*, *Archiv für Diplomatik* 24 (1978), p. 1–53 : p. 26–29.

36 F. Beyerle, *Über Normtypen und Erweiterung in der Lex Salica*, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung* 44 (1924), p. 216–261によれば、第26章はより新しい時代に成立した規定である。

37 *Edictum Rothari*, c. 224–2, in *Leges Langobardorum*, éd. F. Bluhme, *Edictus Langobardorum*, Hanovre, 1868 (*MGH Leges in Folio*, 4).

38 *Edictum Rothari*, c. 224–1.

39 « *Exceptis libertis meis, quibus per cartulam dignarum (per cartulam vel denarium と読むべき) manum misi, ut in ingenuitate integra maneat* », in J. M. Pardessus, *Diplomata, chartae, epistolae et alia documenta ad res Francicas spectantia* (Paris 1849), Aalen 1969, n. CCLIV, t. II, p. 11–13 avec note 2.

40 エリギウスはとりわ捕虜を解放するためにデナリウス方式に頼ったように思われる。註7で引いた彼の伝記の該当部分を参照。

41 Cf. *Leges — Gentes — Regna. Zur Rolle von germanischen Rechtsgewohnheiten und lateinischer Schrifttradition bei der Ausbildung der frühmittelalterlichen Rechtskultur*, éd. G. Dilcher et E.-M., Distler, Berlin, 2006 ; H. Siems, *Die Entwicklung von Rechtsquellen zwischen Spätantike und Mittelalter*, in *Von der Spätantike zum frühen Mittelalter : Kontinuitäten und Brüche, Konzeptionen und Befunde*, éd. Th. Kölzer et R. Schieffer, Ostfildern, 2009, p. 245–286. なお、「*Traditio juris*」。Permanence et/ou discontinuité du droit romain durant le haut Moyen Âge, textes réunis par A. Dubreucq, Lyon, 2005は執筆時点でお手入できていない。

42 王の面前がどれほど開かれていたかという問題は、ここでは扱わない。

3. カロリング朝の国王証書の中の「デナリウス方式による解放証書」

1) 諸変化

カロリング朝とともにいくつかの変化が、文書の形式ではなく、内容に生じました。最初の変化は明白で単純です。解放の主体と文書の発給者が一致します。シャルルマーニュはその女奴隷 (ancilla) Sigrada を、デナリウスを投じることで解放しました。王自身が、自らの奴隷を解放するために、この手続きを利用し始めます。つまり、自己の利害のためにです。それ以前に、メロヴィング王がこの手続きを用いて自らの奴隷を解放したかどうかを判断するのは難しいですが⁴³、デナリウス方式による解放が、メロヴィング期には王家のためというよりは住民のための制度であったということはできます。カロリング王がこの制度を利用し始めた事実は、デナリウス方式による解放が、王の利害をいっそう反映する道具となりつつあったことを示唆しています⁴⁴。

この最初の変化は国王証書の諸類型の位置関係に修正をもたらします。デナリウス方式による解放証書は、王の法律行為を記録する文書カテゴリーに入りこととなります。デナリウス方式による解放自体が王の善行になります。もはや王の面前ではなく、王の有力者の面前で (*in procerum nostrorum praesentia*)、王によってなされる行為となるのです。

他のいくつかの変化がそこに加わります。ルイ敬虔帝のときから、王はもはやデナリウスを投げず、それをたたくことで奴隷の手から落下させるようになります⁴⁵。儀礼が変化します。それと同時に、王は交換によって獲得したばかりの奴隷を解放するようになります。たとえば、ルートヴィヒ・ドイツ人王は、868年に自らの3人の奴隷と引き替えに、チューリヒの St-Felix und Regula 女子修道院から得た二人の奴隷ヘルメラトとゴジラを解放しました⁴⁶。交換の意義については後に触れます。ここでも王によるその奴隷の解放であるには違いありません。解放の意図は前の奴隷主に遡るでしょうが、解放主と文書の発給者は同じです⁴⁷。

また、ある住民がこの方法で奴隷を解放したが、この奴隷の手からデナリウス貨幣を落下させることで解放したのが王である事例もあります。たとえば、ルートヴィヒ・ドイツ人王は、王の臣下であるマナゴルドゥスとエギノが、オーバーミュンスター女子修道院から二人の奴隷と交換で得た奴隷エルカンポルトを解放しました⁴⁸。儀礼的手続きを行うことでこの人物を隷属のくびきから解放したのは、新たな主人ではなく、王でした。解放主である王は、奴隷の主人ではありません⁴⁹。デナリウス方式によるカロリング朝の解放証書で、

43 メロヴィング王による奴隷解放に関して唯一知られる方法は、王息の誕生の際に伯やドメスティクスに対して王領地の奴隷を解放するよう命じるそれである。F. Marc. I, 39, II, 52, in *Formulae*, p. 68, 106.

44 シャルルマーニュ、ルイ敬虔帝、ロタール1世が自己の女奴隷 (ancillae) を解放したのが知られる。D.K. 115, *Formulae imperiales*, I, D.Lot. I 113. ロタールにより解放された Doda は、彼の妻となった。婚姻法や相続法における変容もこの変化をもたらした一因であろう。

45 たとえば、F. imp. I: «... manu propria nostra excutiens a manu eius denarium secundum legem Salicam liberum fecimus...». 参照。11世紀の Liber Papiensis の描写は正確ではない。「... rex ponens denarios in manu ipsius pueri vel viri, et postea ipsius manus percutiens ita, quod denarii de manu super caput saliant...」(MGH Leges 4, p. 353. ロタリ王法典224章に関して)。また、9世紀半ばの写本 (Paris, lat. 4787) に見られるある挿絵は、H・モルデクによれば、王がデナリウス貨幣を投げる姿を描いている。H. Mordek, Frühmittelalterlicher Gesetzgeber und Iustitia in Miniaturen weltlichen Rechtshandschriften, in *La giustizia nell'alto medioevo, secoli V-VIII*, Spolète 1995 (*Settimane di studio del Centro italiano di studi sull'alto medioevo*, 42), p. 997-1052 : p. 1032-1034, et Tafel XXV.

46 D.L.D. 129.

47 奴隷解放に仲介者の意志が強く関与していると推定される事例もある。たとえば、ヴェルチェッリ市のマウルスの息子マルティヌスの解放を王ガイドに要求したのは、トリノ司教アモロと辺境伯アンスケリウスであった (D.Guido 16)。同じく、D.Ch. le Ch. 387, D.Am. 164, D.H.I 10 参照。

48 D.L.D. 121.

49 H・ブルンナーはこの点を正確に捉えている。H. Brunner, *Die Freilassung...*, p. 249.

王を除く奴隷の主人が、デナリウスを投じることで解放したことを記す文書は、マルクルフのそれに基づくと思われるいくつかの書式を除けば⁵⁰、全く残っていません。

こうした変化に伴い、国王証書内部におけるデナリウス方式による解放証書の位置は大きな変化を被りました。解放証書はその確認文書としての性質を大いに失い、王の積極的な関与に由来する記録となりました⁵¹。それはもはや、メロヴィング的な特殊な確認文書の一部ではなくなります。こうした特殊な確認文書自体もカロリング初期に消えることとなりますが、カロリング朝はたしかに確認文書の領域を大いに発展させますが⁵²、全く異なる目的によってそうしました。いまや彼らは、私人が教会に対して行った財産の贈与を確認するようになりますが、そうした財産のすべてあるいは一部はたいてい王からの贈与に由来します。またカロリング王は、修道院長と修道士団との間での財産分離や、プレカリア契約を確認しました。これらの確認はたいてい教会に、そしてかつて国庫のものであった財産に関わっています。そうした確認行為の代表は、財産交換の確認です。G・テシエが的確に指摘したように、「交換の確認はカロリング期の革新であり、それを、君主に確認してもらい、補助的な保証と真正の文書入手のために私文書を提示する行為に似た慣行と考えてはならない。それは、新たな君主たちが教会財産のために執った措置の結果なのである」⁵³。奇妙にも、デナリウス方式による解放証書が関連づけられるようになるのは、交換確認文書の一種類です。国王証書分類のロジックが一新されることとなります。

2) 交換確認文書とともに……

カロリング期のデナリウス方式による解放の一つの特徴は、解放を目指して行われた交換の多さにあります。解放されることになる奴隷が、交換により獲得された事実を記す文書は4点もしくは7点しかありません⁵⁴。しかし、交換の事実が常にデナリウス方式の解放証書に記されているわけではないことは、シャルル禿頭王の二つの文書から証明されます。近代の写しで伝わる解放証書によると、シャルル禿頭王は、リヨン大司教レミギウスの要請にしたがって、(余の) 奴隷たるアンセレウスを解放しました⁵⁵。しかしこの奴隷に関しては、王とヴィエンヌのサン・タンドレ・ル・オー修道院との間で交わされた交換文書が同じく近代の写しで残っています。王はこの奴隷を、修道院長ボゾと女子修道士たちの同意を得て、国庫に属する二人の奴隷ならびにその家族と国庫財産の一部と引き替えに、この修道院から受け取りました⁵⁶。不運にも、この二つの文書の終末定式は筆写されていませんが(ともに、869年9月9日～875年10月28日の間としか確定できない)、この二つの行為が相次いで行われた可能性は極めて高いと思われます。はっきりとした証拠は

50 *Formulae Marculfinae aevi Karolini*, 27; *Cartae Senonicae*, 12; *Formulae Salicae Bignoniae*, 1; *Formulae Salicae Merkelianae*, 40. 以下にブルナーの説明を挙げておく (p. 249–250)。«Da der König von je bei der «manumissio per denarium» einen Freiheitsbefehl erliess und die Freilassungsurkunde in seinem Namen ausgestellt wurde, mochte das Schwergewicht des Freilassungsaktes mehr und mehr in die Übergabe des Freibriefes fallen und schien es zu dieser Auffassung nicht mehr recht zu passen, dass in dem Texte des «praeceptum denariale» nicht der Aussteller, der König, sondern der frühere Herr des «denarialis» als Freilasser genannt wurde. Auch kommt in Betracht, dass die in Gegenwart des Königs vorgenommene Freilassung ihre frühere absolute Wirksamkeit eingebüsst hatte. Indem man den Schatzwurf durch die Hand des Königs vornehmen liess und den König sozusagen als Salmann der Freilassung einschob, wurde dieser für den «homo denarialis» der unmittelbare Auctor seiner Freiheit und damit die Wirkung der Freilassung erhöht».

51 デナリウス証書はまずまず「カルタ」(carta) に近づくことになる。カロリング期に「カルタ」と「ノティティア」との区別がより明瞭に意識されることになる。O. Kano, *La disparition des actes de jugement. Une conséquence de la reconstruction de l'espace de communication des diplômes par les Carolingiens ?*, *SITES: Journal of Studies for the Integrated Text Science* 1–1 (2003), p. 31–51 参照。

52 O. Guyotjeannin, J. Pycke et B.-M. Tock, *Diplomatique médiévale*, Turnhout, 1993, p. 106.

53 G. Tessier, *op. cit.*, p. 70.

54 D.L.D. 121, 129, D.Ka.III 161, D.Zw. 10. 主人が奴隷を王に「引き渡した」(tradidit) ことを記す3点の文書をそこに加えることができる。D.Zw. 28, D.O.II 87, D.H.V 201 (per manum oblatum).

55 D.Ch. le Ch. 387.

56 D.Ch. le Ch. 386.

全く残っていませんが、アンジェ司教ライノの要請で実現した、王ウードによる王の奴隷アイルベルトウス (servus juris nostri) の解放の背後にも、おそらくこうした取引が隠されているでしょう⁵⁷。

こうした事例は、交換された奴隷がデナリウス方式で解放された事例がもっと多かったことを仄めかしています。この点については、ザンクト・エンメラム修道院の寄進帳が、きわめて興味深い記録を含んでいます。ルートヴィヒ・ドイツ人王とレーゲンスブルク司教エンブリショとの間で交わされた交換で、王が自分の聖職者エレファスと引き替えに、聖ペトロ教会の高い識字能力をもつ聖職者グントペルトウスを受け取ったとする記録です。王は、「*ut eum (sc. Gundpertum) ob remedium animae suae liberum atque ab opere servili securum praecepto auctoritatis suae efficeret* (王が、自己の魂のために、国王証書により彼 (グントペルトウス) を解放し、隷属的な仕事を免除するために)⁵⁸交換したのです。この記録は、教会の奴隷が、王によって解放されるべく、交換されたことをはっきりと示しています。ここに言及されているのはおそらく、デナリウス方式による解放証書の滅失文書でしょう⁵⁹。先に言及した同じ王の文書が、この推測を確認してくれるように思われます。なぜなら王の臣下マナゴルドゥスとエギノは、「王によって解放してもらうために」、交換で修道院の奴隷を手に入れたからです⁶⁰。もう一つの証拠は、シャルル禿頭王の確認文書です⁶¹。シャルルは、オーセールのサン・マルタン修道院長ロベールとある臣下アラマンヌスとの間の交換、すなわちロベールが修道院の奴隷フロドをその二人の娘とともに与え、アラマンヌスから6人の奴隷を受け取った取引を確認していますが、この交換はアラマンヌスがフロドを解放するためになされました⁶²。フロドは、liber (自由人) ではなく、libertus (被解放者⁶³) にされると述べられていますが、教会と俗人有力者との間の交換は、教会の奴隷を解放する目的を持っていたと考えられます。

交換を経てデナリウス方式で解放される奴隷の大半は、教会に属していました⁶⁴。交換の必要性はたいてい、教会の奴隷が代償なしに解放され得なかった事実によって説明され、その際に『リプアリア法典』のある規定が引き合いに出されます⁶⁵。これは確かに、教会と俗人との間で奴隷交換が発展するための法的基盤の一つとなったでしょう。しかし、交換された奴隷を王の手を通じてデナリウス方式で解放する行為が、カロリング期、とりわけ9世紀以降に広まったのはなぜでしょうか。引用すべきより適切なテキストは、むしろ853年ソワソンの巡察使勅令であるように思われます⁶⁶。

Ut missi nostri omnibus per illorum missaticum denuntient, ne commutationes rerum vel manciorum quilibet praelatus earundem rerum ecclesiasticarum sine licentia vel consensu nostro facere praesumat, neque manciorum

57 D.Eudes 17. この文書は近代の写しで伝わるが、この写しは失われたカルチュレールに基づく。司教ライノはまた、アンジェのサン・モーリス修道院の修道士たちのために、王に贈与を懇願している (no. 39)。

58 D.L.D. 152. Ph. Depreux, *The development of charters confirming exchange by the royal administration (eighth-tenth century)*, in *Charters and the use of the written word in Medieval Society*, éd. K. Heidecker, Turnhout, 2000, p. 43-62 : p. 46も参照。

59 MGH 編者のコメントを参照 (p. 214)。

60 D.L.D. 121 : « *concombiavit inde quendam servum nomine Erchanpold, ut eum ob mercedis nostrae augmentum liberum dimitteremus* ». これらの証拠は、東フランク王国においては王による交換確認文書の作成がしばしば省かれた可能性を示唆する。

61 D.Ch. le Ch. 175.

62 « *Dedit igitur idem Robertus de mancipiis sui beneficii pertinentibus ecclesiae sancti Martini, quae est structa prope civitatem Augustudunense, ad partem prenominati Alamanni, in jus proprietarium habendum et libertum faciendum, mancipium unum, nomine Frodonem, et filias ejus duas Wandala et Adalsinda. Et e contra dedit idem Alamannus de suae proprietatis manciorum sex ad partem prescriptae ecclesiae sancti Martini atque Roberti, in jus ecclesiasticum habendum, id est Theotardum et Adalgarium, Gislarum, Nictildim et Gislevergam et Godelbertum.* »

63 Libertus は、ここではなお従属状態にとどまる libertus ではなく、すべての被解放者を包括する言葉として使われているように思われる。先に挙げたエリギウスの証書では後者の意味で用いられている。

64 王への奴隷の引渡 (traditio) を交換に類する行為と捉えるならば、3例は俗人有力者による解放を示している。D.Zw. 28 (venerabilis comes Angilramnus), D.O.II 87 (nobilis Erih), D.H.V 201 (liber homo Odalricus : per manum oblatum)。

65 Lex Ribuarum, 61-3 : « *Nemo servum ecclesiasticum absque vicarium libertum facere praesumat* ».

66 Cap. no. 259. Capitulare missorum Suessionense (apr. 853), c. 12, in *Capitularia*, t. II, p. 270.

*ecclesiastica quisquam nisi ad libertatem commutet, videlicet ut mancipia, quae pro ecclesiastico dabuntur, in ecclesiae servitute permaneant, et ecclesiasticus homo, qui commutatus fuerit, perpetua libertate fruatur*⁶⁷. (余の巡察使たちは巡察使管区において以下のことを伝達しなければならない。いかなる高位聖職者も、教会の財産や奴隷を、余の認可もしくは同意なしに交換してはならない。また高位聖職者は教会の奴隷を、彼らを解放するという条件でのみ交換できる。すなわち、一人の教会所属の奴隷と交換で与えられる奴隷たちは教会に対する勤務にとどまるのに対し、交換された教会の奴隷は永遠の自由を享受する、という条件である)。

カピトゥラリアと国王証書の関係という大問題は扱わないことにします。ともかく、両者ともに、新たな財産関連の政策を反映しています。レイ敬虔帝以降、交換を確認する文書が大いに増加するとともに、王がカピトゥラリアにおいて交換を規制し始めたことは知られています⁶⁸。教会財産の交換は、以後王による許可を必要とする取引となります。王がこの新たな政策を採用したのは、主として教会財産を保護するためでした。この政策はまた、職権的証人尋問の制度⁶⁹や不正に奪われた教会財産の返還⁷⁰にも関わっていますが、また国王役人に不正にその地位をおとしめられた自由人の身分の回復も、そうした政策の一部だったかもしれません。

奴隷交換文書は、教会財産を確認する文書群の一部をなしています。それは、レイ敬虔帝の治世に初めて現れます。デナリウス方式による解放証書はいまや、教会財産、とくに教会の奴隷の交換を確認する国王証書と結びつけられることになりました。上で言及したパッサウの集成が、王による交換確認文書の書式も含んでいるのを指摘するのは、無意味ではないでしょう⁷¹。土地財産交換の確認文書や、デナリウス方式による解放証書と比べて、奴隷の交換を確認する国王証書の伝来数は多くありません。私が確認できたほぼすべての証書、レイ敬虔帝の3点とシャルル禿頭王の4点はすべて原本で伝わっています⁷²。

9世紀に独自の、この新たな結びつきは、とりわけ、教会財産の移転を緊密にコントロールしようとしたレイ敬虔帝の政策によります。デナリウス方式による解放は、この新たな実践によって、いわば再び息を吹き返したのです。

3) 国王の利害の重要性と儀礼の変容

最後の指摘は、デナリウス貨幣を用いた儀礼に関わります。これまでの研究は、フランク時代を通じて変わらない、デナリウス貨幣の象徴的な意味の発見に努めてきました。つまり、奴隷が負っていた地代か奴隷の値段か、というように。用いられるシンボルは同じですが、身振りや行為者は時代とともに変化しました。『サリカ法典』はこの手続きを詳しく述べておらず、『リプアリア法典』は、主人か第三者が王の面前でデナリウス貨幣を投じる (*iactare denarium, dinariari*) としています。シャルルマーニュの治世まで用いられていたのはこの儀礼であり、彼自身ある女奴隷の主人としてこの手続きに従いました。しかし、9世紀になると、王は奴隷の手からデナリウス貨幣を落下させる (*excutio*: 打つ、たたく) ようになり、他人の奴隷の解放の際にも王はこの方法を用いました。こうした変化がちょうど、王が教会から交換で得た奴隷を解放するよう

67 ソワソンの会議録は教会財産の交換に王の同意が必要であることしか記していない。Cap. no. 258. *Conventus Suessionensis* (22. apr. 853), c. 12, in *Capitularia*, t. II. p. 266: « Postremo quod a quibusdam conservabatur, praefixum est generaliter ab omnibus custodiendum, ne ullae res ecclesiasticae absque regis cohibentia commutentur ». Ph. Depreux, op. cit., p. 50 参照。

68 G. Tessier, op. cit., p. 70; Ph. Depreux, op. cit., p. 46ff. 同じく、S. Esders, *Normative Grundlagen des Tausches im früheren Mittelalter, qui va être publié dans les actes du colloque tenu à Limoges en mars 2010 sur L'acte d'échange, du VII^e au XII^e siècle — Tauschgeschäft und Tauschurkunde vom 8. bis zum 12. Jahrhundert* 参照。草稿段階の原稿を送って下さったエスダース教授に心から感謝する。

69 S. Esders, *Die römischen Wurzeln der fiskalischen Inquisitio der Karolingerzeit*, in *L'enquête au Moyen âge*, éd. Cl. Gauvard, Rome, 2008, p. 13–28 参照。

70 Voir E. Lesne, *Histoire de la propriété ecclésiastique en France*, t. 2. *La propriété ecclésiastique, et les droits régaliens à l'époque carolingienne*, Lille 1922, p. 321–381.

71 *Collectio Pataviensis*, no. 5. この書式については、Ph. Depreux, op. cit., p. 56 参照。

72 BM 691 (670), 791 (766), 804 (780), D.Ch. le Ch. 82, 175, 232, 264.

になった時期に起こったのは、示唆的です。これらの奴隷については、新たな主人はしばしば王ではなく、俗人でした。こうしたケースで、王は主人でないにもかかわらず、解放主として現れるのです。こうした変化は儀礼にも影響を与えたのではないのでしょうか。以下の仮説を提起したいと思います。

800年以前の儀礼については、私はヴィノグラードフの見解を採用します。デナリウス投げは、主人が奴隷に対して行使していた権利を放棄するという意味で、隷属関係の終焉を意味していました。投げる行為はしばしば権利の放棄を意味していましたから⁷³。デナリウスを投じる行為は、主人かその代理人にのみ認められています。仮に王が、他人の奴隷を解放するために、デナリウス貨幣を投げたとしたら、それは、王が主人もしくはその代理人の役割を引き受けたことを意味します。しかしこれは、この儀礼における王の本質的な役割、すなわち完全なる自由を奴隷に与えるという役割に矛盾するでしょう⁷⁴。また投げる行為は、この行為が権利の放棄を含意するなら、主人と奴隷との間の個人的な関係の存在を前提とするものであり、そうした関係は王と他人の奴隷との間にはありませんでした。そうであれば、王が他人の奴隷を解放するとき、デナリウス貨幣を投じることはできないでしょう。カロリング王は、こうした法的かつ象徴的含意を尊重したように思われます。

しかし、なぜカロリング王は、より積極的に介入して、儀礼を変容させたのでしょうか。まず、王自身がこの方式を用い始めた事実が、デナリウス方式による解放がその個人的な利害に基づく国王の儀礼であるという理解を助長したかもしれません。次に、そしてとりわけ、カロリング王がデナリウス方式による解放を、交換された教会の奴隷を解放するために用いたことが、手続きの変容に大きな影響を与えたように思われます。ルイ敬虔帝は、「半ば」国庫財産と見なした教会財産の移転を厳しくコントロールしようとしてきました。教会奴隷のこうした位置づけが、より積極的に手続きに介入するのを可能にし、そしてデナリウス貨幣を王自身の手で落下させるという方法を、この種の解放すべてに統一的に適用することを可能にしたのではないのでしょうか。この新たな儀礼は、王や皇帝の「慣習」⁷⁵となり、奇妙にも「サリカ法」⁷⁶になりました。

4. 結論

デナリウス方式による奴隷解放はとりわけ、古めかしく、またフランク的とされるその形式性において我々を惹きつけます。その衰退についてウテ・マースは、シンボルや身振りに大きな意義を認めるゲルマン法の法的形態からの離別を指摘しています⁷⁷。この説明はあまりに一般的であり、法的形態を重視している点で部分的であるとともに本質主義的ですからあります。この説明はまた、西フランクにおけるその早期の消滅を明確にすることができません。ある法慣習の存続は、単に法的状況のみでなく、政治的、社会的状況にも依

73 R. Schmidt-Wiegand, *Sprache, Recht, Rechtssprache bei Franken und Alemannen vom 6. bis zum 8. Jahrhundert*, in *Leges — Gentes — Regna*, p. 141–158 : p. 155.

74 したがって、デナリウス方式の解放における王の手は、アフアトミーにおける王の手と同じ役割を果たしたのではない。アフアトミー手続きは仲介者を必要としたのに対して、デナリウス方式の解放ではこうした仲介者は不要であった。しかし、この二つの法慣習の発展は共通点を持つことになる。アフアトミーが9世紀初頭に地方役人の面前で行うのが可能となったのと同じく、デナリウス方式の解放もまた、ルイ敬虔帝の時代には伯の面前で行うことができたようである。このことは、新たに発見され1986年に出版されたカピトゥラリアから推測される。H. Mordek, *Unbekannte Texte zur karolingischen Gesetzgebung. Ludwig der Fromme, Einhard und die Capitula adhuc coferenda*, *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 42 (1986), p. 446–470 : p. 470, c. 16. « De cartis denarialibus, quas quidam homines sicut alias cartas, quae coram comite factae sunt, frangere volunt. »

75 D.Ka.III 161 : « ... ut more praedecessorum imperatorum ac regum nostrorum videlicet a manu ipsius Leutardi denarius excutiatur, ... »

76 D.Ka.III 4 : « ... atque secundum legem Salicam manumissum illum fecimus, id est propria manu nostra de manu illius excutiens denarium ». あるいはカール肥満王の文書局の独自性由来する表現であろうか。「サリカ法」(lex Salica)の言及の意義については、G. Köbler, *Das Recht im frühen Mittelalter. Untersuchungen zu Herkunft und Inhalt frühmittelalterlicher Rechtsbegriffe im deutschen Sprachgebiet*, Cologne, 1971, p. 96–99参照。

77 U. Maass, *op. cit.*, p. 119.

存しています。東フランク・ドイツ王国でのデナリウス方式による解放の存続についてもこうした観点から再検討しなければならないでしょう⁷⁸。

その書かれた形態に関して、デナリウス方式による解放証書は、メロヴィング期には、王の現前を不可欠とする法律行為を記録する証書の一部をなしていましたが、9世紀には交換確認文書と結びつけられることとなります。このことが、メロヴィング王の活動が、法の「ローマ化」に固有の状況によって方向付けられていたのに対して、カロリング王たちが法慣習を自分たちのために利用したことを示唆しています。デナリウス方式による解放証書が国王証書の中で占めた位置関係は、フランク王権の根本的な変容を反映しているでしょう。

78 C. I. Hammer, *A large-scale slave society of the early Middle Ages: Slaves and their families in early medieval Bavaria*, Aldershot, 2002, p. 57は、デナリウス方式の解放がバイエルンには広まらなかったとしているが、この指摘は的確ではない。C. Schott, *Freigelassene und Minderfreie im alemannischen Recht*, in *Beiträge zum frühalemannischen Recht*, éd. C. Schott, Bühl, 1978, p. 51-72 : p. 72は、この方式の解放が「王法」としてアレマニアに広まったとしている。